

《**岐阜市内で新婚生活を始める皆さまへ**》

令和5年度**結婚新生活支援補助金**について

新たにご結婚された世帯の新生活支援のため
住居費等の一部を補助いたします

最大60万円 **最大30万円**

申請期間

令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

※補助金交付にあたり審査を行うため、必ず補助を受けられるものではありません。
予算を超える申請があった時点で、受付を終了する場合があります。

補助対象

新婚世帯が市内で住宅を購入、賃借、改修するための費用及び引越し費用
※住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費および引越し費用
※引越し費用は、引越し業者または運送業者へ支払った費用

対象世帯 対象となる世帯は、次の条件をすべて満たす世帯です。

最大60万円

- 1. 夫婦の年齢の高い方が29歳以下である

最大30万円

- 1. 夫婦の年齢の高い方が39歳以下である

- 2. **令和5年3月1日から令和6年3月31日まで**に婚姻届を提出した世帯であること。
- 3. 夫婦の所得を**合計した金額が500万円未満**であること。
※所得は原則として、前年のものであるとする。(裏面モデルケースをご覧ください)
※貸与型奨学金返済中の方は、その奨学金の返済額を所得の合計から差し引くことができる。(差し引きできる金額は申請日より遡って1年分とする。)
- 4. 婚姻届を提出してから1年経っていないこと。
- 5. 事業実施期間内に住宅を取得、又は賃借した岐阜市内の住宅に現に居住し、その居住先が住民票に記載されており、引き続き本市に居住する意思があること。
- 6. 生活保護による住宅扶助、その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- 7. 夫婦ともに市税の滞納がないこと。
- 8. 賃貸住宅に係る家賃を滞納していないこと。
- 9. 夫婦のいずれもが暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。
- 10. 夫婦の双方または一方が婚姻日から遡って1年以上岐阜市に在住していること。
- 11. 住宅取得もしくは引っ越しに関連する費用について、ほかの補助金等の交付を受けていないこと。
- 12. 夫婦のいずれもが、過去に本補助金を受給していないこと。
- 13. 本事業の趣旨をよく理解し、長崎県及び岐阜市が求めるセミナー等を受講し、補助金受給後も長崎県及び岐阜市に受給者の連絡先等を周知・広報・アンケートなどの事業活用に同意し誓約すること。

提出書類

- 1. 補助金交付申請書
- 2. 誓約書
- 3. 住民票の写し（ご夫婦2人分）
- 4. 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（ご夫婦2人分）
※本市に本籍地がある場合は、本庁または各支所で取得できます。
※本籍地が本市以外の場合は、本籍地の戸籍担当課へお問い合わせください。
※外国人の方は、婚姻届の受理証明書等を提出してください。
- 5. 令和4年度分の所得証明書（ご夫婦2人分）
- 6. 市税等納税証明書（ご夫婦2人分）
※市外に居住していた場合、前居住地の税務担当課へお問合わせください。
- 7. 住居費に関する契約書のコピー（売買契約書、請負契約書、賃貸借契約書）
- 8. 住居費を支払ったことが分かる書類（領収書、通帳等のコピー）
- 9. 引越費用を支払ったことが分かる書類（領収書、通帳等のコピー）
- 10. 住宅手当支給証明書
- 11. 無職・無収入申立書兼誓約書（申請時点で無職の場合に添付）
- 12. 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（該当する場合のみ添付）
- 13. 補助金等交付請求書（日付記入不要）



モデルケース

夫 収入額549万円	所得額399.2万円	⇒	合計所得399万円
妻 収入額 なし	所得額 なし		申請可能！

夫 収入額300万円	所得額202万円	⇒	合計所得257万円
妻 収入額160万円	所得額 55万円		申請可能！

夫 収入額500万円	所得額356万円	⇒	合計所得523万円
妻 収入額250万円	所得額167万円		申請不可

年間の奨学金返還額が24万円以上ある方は・・・
合計所得523万円－24万円＝499万円 → 申請可能！

夫 収入額450万円	所得額306万円	⇒	合計所得512万円
妻 収入額320万円	所得額206万円		申請不可

ちよっとまって！

※正確な所得額は所得証明書でご確認ください。

<お問い合わせ>
吉岐市役所
政策企画課
地域創生・人口減少対策班
TEL：0920-48-1134